

平成 8 年 7 月 1 2 日
文化庁長官裁定
平成 29 年〇月〇日改訂

「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」改訂に関する事務局（案）

文化財保護法において、文部科学大臣は、我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高く重要なものは重要文化財として、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる、とされている。これら国宝・重要文化財（美術工芸品等。以下「重要文化財等」という。）の公開を行うことは、国民の文化財に親しむ機会を確保し、文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する観点から積極的に推進する必要がある。

しかし、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多く、伝統的に、季節に合わせて公開する、曝涼などの機会に公開するなど、長期間にわたる公開を避けてきた。このような伝統を踏まえ、我々は、公開によって歴史上・芸術上・学術上極めて貴重な文化財が損なわれることがないように、保存や公開における取扱いについては細心の注意を払わなければならない。

本要項は、重要文化財等の公開と保存の調和を図るため、文化財保護法第 53 条に基づき公開をする場合、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴い、重要文化財等が通常保管されている施設（以下「保管施設」という）以外の施設において公開を行う（寄託品や長期貸与品などを除く）際に、多様な重要文化財等に対して対応が可能なかたちで適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針である。

また、所有者が保管施設で公開する際にも、同施設において適切な展示・公開条件を策定し、その条件に従うか、若しくはこの要項に定める事項に基づき適切な取扱い等を行うことが期待される。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、これまでもそれぞれの文化財に応じ、専門的知識に基づいた責任ある学芸員等が、状況に応じた判断を行ってきた。これらを踏まえ、学芸員等は、その特性や状態について十分把握した上で、対象の重要文化財等を扱うことが必要である。また、公開を実施する施設の施設長は、対象の重要文化財等の公開に責任を持ち、公開に伴うき損や劣化が起こらないよう、適切な管理体制を組織することが必要である。

上記を踏まえた上でも、重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導を求め、協議し、対応を決定するものとする。

1 公開を避けなければならないもの

- (1) き損や劣化の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損や劣化が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われ、甚大なき損や劣化の懸念が払拭されるまで公開を行わないこと。
- (2) 材質が極めてぜい弱であるもの又は法量（寸法）が大きいもの若しくは形状が複雑であるものなど、移動によるき損等の危険性が極めて高い重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

2 公開のための移動回数及び期間

- (1) 1に定めるもの以外の重要文化財等については、原則として公開のための移動回数は年間2回以内（1展覧会に伴う移動は1往復1回と考える）とし、公開日数は年間延べ60日以内とすることが望ましい。なお、本要項6として後述する材質や種類等を踏まえた個別の重要文化財等の公開における留意事項も参照の上、適切に公開することが望ましい。
- (2) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、特に保存状態に問題のないものに限り、材質が石、土、金属製品（金属製品については考古資料に限る）については、公開日数を年間延べ150日以内とすることができる。
- (3) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、2（2）に該当しないもので、特に保存状態に問題のないものに限り、特別な理由があり年間の公開日数を延長したい場合については、事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議し、公開の前後1年又は公開の前後いずれか2年間公開しないなど、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を執った上で、年間延べ100日程度まで公開することができる。
- (4) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、原則として、年間公開日数の限度を延べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温度及び湿度に急激な変化を与えないようにすることが望ましい。

3 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

重要文化財等の陳列、撮影、点検、梱包及び撤収は、対象の重要文化財等の特性や状態を十分把握した学芸員等が取扱うこと。

4 公開の方法

- (1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（法量（寸法）が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。
 - ① 展示ケースのガラス等は、十分な強度を有するものを使用すること。

- ② 移動展示ケースは重心の位置を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。
- (2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。
- ① 展示ケース内の温度及び湿度の調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上、エアタイトケースを使用する、文化財に悪影響のあるガスが発生する素材や接着剤を使用しない、調湿剤を使用する、データローガによる計測を続けるなど適切な方法を採用すること。
- ② 卷子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角 30 度以下にすること。

5 公開の環境

重要文化財等の公開は、じんあい、文化財に悪影響のあるガス、かび等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行い、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境との大きな差や、展示室内の温度及び湿度の急激な変化が生じないようにすることに留意しつつ、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

(1) 慣らし

多湿な環境に常時置かれてきたもの及び長距離を輸送されてきたものの梱包を解く時は、十分な慣らしの期間を確保すること。

(2) 展示ケース内の温度及び湿度の調整

展示ケース内の温度は摂氏 22 度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は 60 パーセント±5 パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を標準値とすること。ただし、金属製品の相対湿度については、55 パーセント以下を、近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの相対湿度は、50 パーセントから 55 パーセント程度を目安とすること。

なお、温度及び湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び保存状態に応じて適切に判断すること。

(3) 露出展示（展示ケース外での展示）

法量（寸法）が特に大きいもの等を露出展示する場合は、展示室の温度及び湿度が（2）と同様になることとし、結界等により接触防止の措置を必ず講じること。

(4) 照度

- ① 照度は原則として 150 ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開期間（露光時間）を勘案して照度をさらに低く保つこと。

- ② 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものを、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。
- ③ 紫外線や赤外線の出ない LED 照明を使用する場合も、照度については十分に留意すること。

6 個別の重要文化財等の公開における留意事項

重要文化財等の公開が適切なものとなるよう、特に保存状態に問題がなく、劣化しやすい材質を用いていない重要文化財等については、以下に示す各分野別の材質や種類等を踏まえた留意事項を参照すること。

(1) 絵画

- ・油絵の公開日数は年間延べ 150 日以内とすることができる。
- ・版画の公開日数は年間延べ 30 日以内で照度は 50 ルクス以下とすること。
- ・上記以外の絵画の照度は 100 ルクス以下とすること。

(2) 彫刻

- ・金属製品の公開日数は年間延べ 150 日以内とすることができる。
- ・単一素材の彫刻作品（一木造り、彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議した上で決定することができる。

(3) 工芸

- ・陶磁器、銅製鍍金などの金工品の公開日数は年間延べ 150 日以内とすることができる。
- ・漆工品、甲冑類の照度は 100 ルクス以下とすること。
- ・染織品の照度は 80 ルクス以下とすること。

(4) 考古

- ・材質が石、土、ガラス又は金属製品のものの公開日数は年間延べ 150 日以内とすることができる。

(5) 書跡・典籍・古文書

- ・照度は 100 ルクス以下とすること。

(6) 歴史資料

- ・近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの照度は概ね 50 ルクス以下を目安とすること。
- ・特に、青焼、蒟蒻版こむぎくばんなど極めて脆弱な材質の文化財、ニトロセルロースフィルムなどの可燃性のあるもの、酢酸セルロースフィルムやゴム系の材料などで揮発性物質を発生させるものなど、専門的な観点から取扱に注意を要するものについては、文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導を求め協議した上で対応を決定することができる。